

第3章 先導的なプロジェクト

第1節 先導的なプロジェクトの設定

歴史文化基本構想及び保存活用計画の具体化に向けては、住民等の理解と協力、さらには協働のもとに、地域ぐるみで文化財の保存・活用に取り組む必要がある。

このため、提示している数多くの施策の中から先導的・特徴的な施策を取り上げて、目指す方向性と特色を分かりやすく、明快に示すことが求められる。

また、取組の中には、相互に関連しているもの、一体的に取り組むとより効果が高まるものなどがあり、個々の施策を共有するテーマ等で組み合わせることで、限られた人材や資金を有効に活用したり、効果の範囲を広げたり、住民参加の意欲や選択度を高めたりすることが大切である。

さらに、取組は実現性、必要性が求められるとともに、具体化に向けては緊急度や実施のタイミング、手法、財政との調整、住民意識等を考慮しながら、優先度を検討することになる。

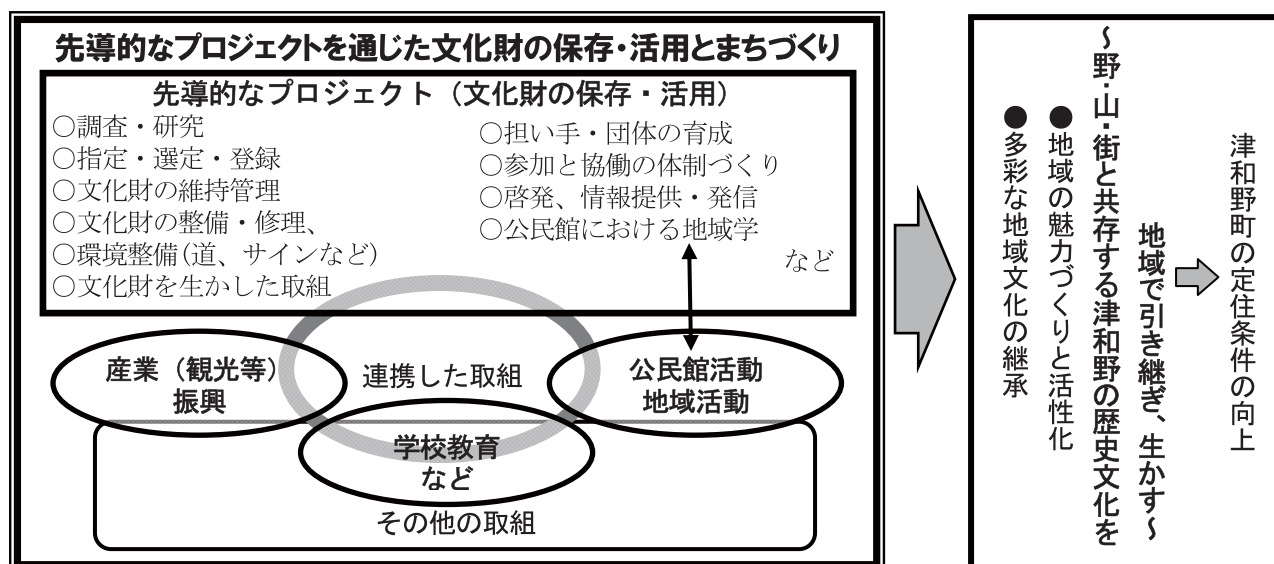
こうしたことを踏まえ、関連文化財群や歴史文化保存活用区域、体制づくりなどで示している個々の取組の中から取り上げ、組み合わせることによって、次のような先導的なプロジェクトを設定する。

つまり、先導的なプロジェクトは、歴史文化基本構想及び保存活用計画の具体化に向け、効果的に取組を実施する道筋をつける役割を担う。

同時に、プロジェクトなどを通じて、文化財の保存・活用と産業（観光等）の振興、公民館活動やその他地域活動、学校教育などと連携を図り、多様な地域文化の継承及び地域の魅力づくりと活性化につなぎ、さらには津和野町の定住条件の向上を目指すものである。

【先導的なプロジェクトの設定】

- 参加型歴史文化のまちづくり体制（態勢）整備プロジェクト
- 藩校養老館・郷土館整備・活用プロジェクト
- 津和野城跡・城下町遺跡・藩邸整備・活用プロジェクト
- 高津川の文化的景観保存・活用プロジェクト
- 笹ヶ谷銅山整備・活用プロジェクト
- 山陰道整備・活用プロジェクト
- 城下町伝統文化再生プロジェクト
- 民俗芸能伝承・再構築プロジェクト
- 歴史まちづくり法活用推進プロジェクト



第2節 先導的なプロジェクトの展開

1 参加型歴史文化のまちづくり体制（態勢）整備プロジェクト

（1）プロジェクトのねらい

数多くの文化財の保存・活用は、行政や文化財所有者だけでできるものではなく、関係団体や地域、住民等の理解と協力、参加が必要である。

このため、住民等の文化財に対する意識の高揚を図りながら、様々な文化財の保存・活用の取り組みへの参加を促進する。

（2）主な取組

プロジェクトのねらいを踏まえ、主な取組を整理すると、以下のようになる。

表2-3-1 参加型歴史文化のまちづくり体制（態勢）整備プロジェクトの内容

取組(事業)メニュー	取組主体	取組内容	備 考
歴史文化のまちづくり推進の体制づくり	町	○津和野町文化財調査研究室（仮称）の設置 ○庁内の推進体制の整備	
文化財に関する啓発	町 関係団体	○住民への文化財に関する啓発 ・体験学習、イベント ・文化財講座 ・講演会 ・文化財等のパンフレット ・その他情報提供、情報発信 ○公民館を中心とした地域学などの取組 ○津和野町を訪れた人への情報提供 など	○文化庁：地域伝統文化 総合活性化事業の検討 ○関係団体と連携した取組
登録有形文化財保持者の会の支援	町 関係団体	○登録有形文化財保持者の会の活動支援	
ボランティアガイドの育成・活動支援	町 関係団体 住民	○研修・学習会の開催 ○活動の情報発信 ○活動への参加の促進	○文化庁：地域伝統文化 総合活性化事業の検討 ○ボランティアガイドの 会などとの連携
文化財の維持管理等の地域組織づくりと活動展開	町 関係団体 住民	○各地域における文化財の維持管理等の組織づくり ○町全体での協力・連携体制づくり ○定期的な文化財の点検・パトロール、清掃 や下草刈り など	○パトロール員の確保
文化財の保存・活用の専門的な組織づくりと活動展開	町 関係団体 技術・技能者	○建築士やその他様々な技術・技能者（建築、土木、造園、家具・建具など）による専門的な組織づくり、研修・養成 ○文化財の状態の診断、修理などへの対応 ○文化財の保存・継承に関わる技術・技能の継承と養成	○文化庁：地域伝統文化 総合活性化事業の検討
公民館における地域学の活動展開	町（公民館） 関係団体 住民	○公民館を拠点とした地域学 ・地域の宝と新津和野百景の再発見 ・それぞれの公民館や地域の特色を生かした学習機会の確保 ・住民による主体的な地域学の活動展開 ・文化財の保存活動 など	○文化庁：地域伝統文化 総合活性化事業の検討
周遊ネットワークづくり	町 関係団体 交通事業者等 住民	○コースづくり ・目的や時間などを考慮した多様なコース 設定 ○サインの整備と維持管理 ・計画的なサインの整備 ・住民参加と協働による維持管理 ○道の整備・充実 ・道路の整備・充実、安全確保 ・登山道、遊歩道等の整備 ○周遊を支える仕組みづくり ・公共交通の活用 ・自転車利用の促進 ・施設利用等のパスポート など	○各種支援制度の活用に向けた対応 ○参加と協働の仕組みづくり（体制・組織・人づくり）

2 藩校養老館・郷土館整備・活用プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

藩校養老館は、近世・近代の我が国において、様々な人材を輩出した津和野の原動力とも言える。しかし、建物の老朽化が進んでおり、建物内部の利用など十分な活用が難しくなっている。

このため、藩校養老館の意義や役割、近接する郷土館との連携などを踏まえながら、建物等の保存・整備を図るとともに、郷土館と一体的に津和野町の歴史文化の拠点機能を担うようにし、効果的な活用を進める。

(2) 主な取組

プロジェクトのねらいを踏まえ、主な取組を整理すると、以下のようになる。

表2-3-3 藩校養老館・郷土館整備・活用プロジェクトの内容

取組（事業）メニュー	取組主体	取組内容	備 考
藩校養老館の修理・復元と活用	町	○藩校養老館の修理・復元 ○藩校養老館に関わる史料等の調査・研究と保存・活用（藩校養老館での展示など） ○津和野学・地域学、生涯学習の場などとしての活用（それに合わせた整備） ○郷土館と一体化した歴史文化の拠点機能の整備 ○民俗資料館については、場所等を含め、整備・充実を検討	○国指定の文化財に向けた取組 ○文化庁：文化財保存事業費（史跡等保存整備費国庫補助） ※第2部「第1章第2節1」及び「第2章第2節1」を参照（以下同様）
郷土館の整備・充実	町	○藩校養老館と一体化した歴史文化の拠点機能の整備 ○津和野町文化財調査研究室（仮称）の設置 ・文化財の調査・研究及び保存・活用 ・歴史文化基本構想等の推進 ○埋蔵文化財センター（仮称）の設置 ・城下町遺跡の調査及び展示 ○輩出した人材展示の充実 など	○文化庁：文化財保存事業費（埋蔵文化財）



藩校養老館



郷土館

3 津和野城跡・城下町遺跡・藩邸整備・活用プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

津和野城跡は、我が国に数例しかない近世の山城跡であり、山麓に居館跡や櫓が残っている特色を備えている。

しかし、城跡の石垣は、崩落したり、はらんだりしており、喫緊の課題となっている。

また、旧城下町の区域においては、数多くの城下町関係などの埋蔵文化財を包蔵している。

こうしたことを踏まえ、津和野城跡の石垣等の整備を図るとともに、山城跡と山麓部及び旧城下町の文化財の一体的な保存及び整備・活用に努め、より価値と魅力を引き出していく。

(2) 主な取組

プロジェクトのねらいを踏まえ、主な取組を整理すると、以下のようになる。

表2-3-2 津和野城跡・城下町遺跡・藩邸整備・活用プロジェクトの内容

取組（事業）メニュー	取組主体	取組内容	備 考
保存管理計画の策定	町	○史跡津和野城跡保存管理計画の策定	○文化庁：文化財保存事業費（史跡等保存管理計画等策定費国庫補助）
石垣等保存・修理	町	○津和野城跡の石垣の保存・修理 ・調査、設計 ・石垣等の保存修理工事	○文化庁：文化財保存事業費（史跡等保存整備費国庫補助）
登城路等の整備	町	○登城路・中国自然歩道等の調査 ○登城路・中国自然歩道等の保存・整備 ○登城路・中国自然歩道等の維持管理：草刈りなど	○文化庁：文化財保存事業費（史跡等保存整備費国庫補助） ○石垣等保存修理事業に組み込む事を検討
津和野城跡の環境整備と維持管理	町	○歴史まちづくり法の活用への対応 ○各種サインの計画的な整備：誘導標識、全体説明板・案内板、各遺構等の説明板・表示板など ○史跡の維持管理 ・鳥獣対策 ・マツ食い虫対策 ・竹林伐採 ・樹木の管理 ・草刈り ・点検 など	○文化庁：文化財保存事業費（史跡等保存整備費国庫補助） ○歴史まちづくり法に関わる事業の導入
馬場先櫓・物見櫓の保存・活用	町 関係団体 など	○維持管理の充実 ○内部等の見学への対応	○史跡指定地内
城下町遺跡の保存・活用	町 関係権利者	○各種開発との調整 ○埋蔵文化財等の調査・研究 ○城下町遺跡の整備・活用 ○歴史まちづくり法の活用への対応（整備・活用）	○文化庁：文化財保存事業費（発掘調査等、保存活用整備事業） ○歴史まちづくり法に関わる事業の導入
藩邸及び庭園の調査・設計	町	○藩邸跡の調査 ○藩邸及び庭園の整備に関わる設計 ○藩御殿等の復元の検討 ○歴史まちづくり法の活用への対応（整備・活用）	○文化庁：文化財保存事業費（史跡等保存整備費国庫補助） ○歴史まちづくり法に関わる事業の導入
津和野城跡等の保存・整備・活用に関わる庁内体制づくり	町	○各種法制度等を踏まえた関係部局の協力・連携体制の強化 ・文化財、農林、建設、観光など	○企画・計画、法制度の活用及び事業の調整など

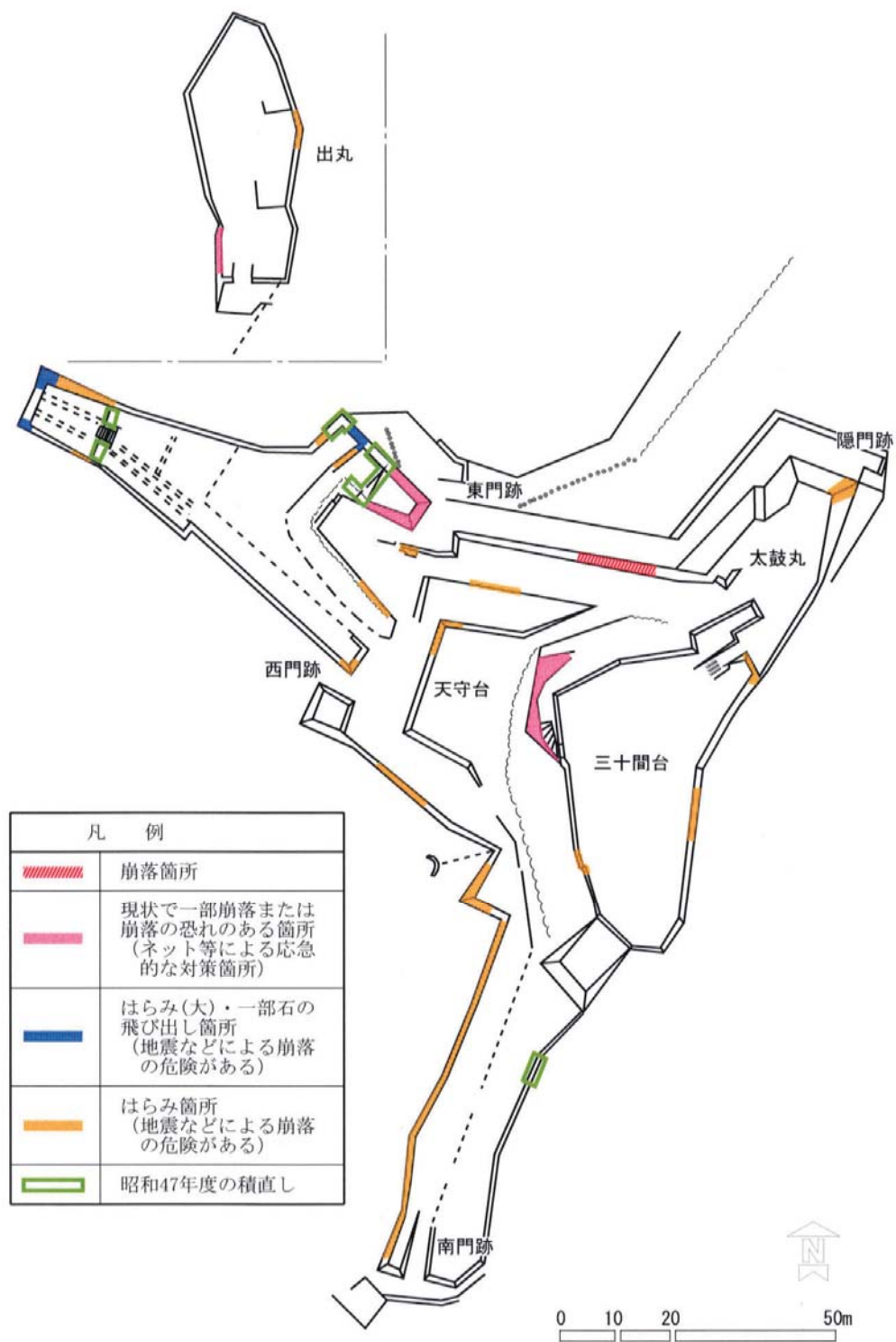


図2-3-1 石垣の状況



人質櫓の石垣



崩落した石垣



天守台北側の崩落した石垣

4 高津川の文化的景観保存・活用プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

高津川は、島根県西部を流域とする一級河川であり、その源を中国山地に位置する島根県鹿足郡吉賀町（旧六日市町）田野原に発し、北に流下しながら吉賀町（旧六日市、旧柿木村）、津和野町（旧日原町）、そして益田市を経て日本海に注いでいる。一級河川（国土交通省直轄管理区間）の水質調査では、平成18年、19年において高津川は日本一の水質（BOD値が最も低い河川）となっている。

歴史をみると、古くから舟運が発達し、物資や人々が行き交っていた。

加えて、高津川や流域では、アユやカニ漁、ワサビの栽培、棚田での稲作が行われ、神楽などの民俗芸能も盛んであり、高津川と周囲の森林、田園、集落等と合わせて、自然や人々によって培われてきた景観、風物詩が地域に息づいている。

こうした高津川や一帯の景観を文化的景観として捉え、その保存・活用を図るとともに、関係する益田市及び吉賀町と連携した取組を進める。

(2) 主な取組

プロジェクトのねらいを踏まえ、主な取組を整理すると、以下ようになる。

表2-3-4 高津川の文化的景観保存・活用プロジェクトの内容（1／2）

取組（事業）メニュー	取組主体	取組内容	備 考
津和野町景観計画（景観法）の周知と運用	町	○津和野町景観計画（景観法）に基づいた景観形成（保全）	○景観法：津和野町景観計画…良好な景観形成のための行為の制限など
源流域と森の自然景観・環境の保全と活用	県 町 関係団体 権利者 住民等	○森林の管理・保全 ○登山道などの確保・整備 ○ホタルなど生き物のすみ環境の保全 ○文化財整備の資材確保：木材、カヤ	○県、農林部局との連携 ○高津川流域整備計画等との調整
棚田・ワサビ田・田園景観等の保全と活用	町 関係団体 権利者 住民等	○棚田・ワサビ田等の保存 ○棚田保全：担い手の育成、棚田オーナー制度の導入 など	○景観法：津和野町景観計画…左鐙・川筋景観形成地区、堤田景観形成地区、高津川筋景観形成地区 ○農業振興地域整備計画等との調整
たたら場跡の保存と活用	町 関係団体 権利者 住民等	○瀧谷たたら跡の保存・活用 ○その他たたら場跡の調査と保存・活用の検討	
石見瓦の街並みの保全	町 関係団体 権利者 住民等	○清流・高津川と一体となった石見瓦（赤瓦）が印象的な日原の街並み景観の保全	○景観法：津和野町景観計画…日原・枕瀬景観形成地区
高津川の風物詩や景観の情報発信	町 関係団体 住民等	○アユやカニ漁などの風物詩の情報発信 ○朝霧や四季折々の高津川の特徴的な景観の情報発信 ○ホタルのすみ環境の情報発信	
民俗芸能・伝説の継承	町 関係団体 住民等	○神楽などの民俗芸能の支援：担い手育成、用具の修理、記録作成 ○地域の行事や活性化及び文化的な景観としての民俗芸能の開催（活用） ○平家伝説・民話の記録と伝承	○文化庁：地域伝統文化総合活性化事業の検討

表2-3-4 高津川の文化的景観保存・活用プロジェクトの内容（2／2）

取組（事業）メニュー	取組主体	取組内容	備 考
食文化の継承・普及	町 関係団体 住民等	○川魚（アユ、カニなど）、食肉（イノシシ、ウサギなど）、山（ワサビなど）と農（米、野菜）に関わる食文化の継承・普及を図るとともに、それらに関わる生業などの振興に努める。	○産業振興や生涯学習などと文化財の連携
視点場などの確保と情報発信	町 関係団体 権利者 住民等	○良好な眺望点、新津和野百景の視点場などの設定・確保 ○良好な視点場や景色などの紹介	
渡し場跡の表示と再現の検討	国 (国土交通省) 町	○渡し場跡の表示、説明板の設置 ○渡し場の再現の検討	○国土交通省への働きかけ
文化的景観づくりに向けた広域的な連携	町 関係市町	○益田市、吉賀町と連携した体制づくりと取組展開 ○重要文化的景観の選定に向けた対応 ○イベントの開催 ・講演会、シンポジウム ・写真・絵画展、コンクール ・体験学習、カヌー など	



大魚峡



アユ漁



ブナ林

5 笹ヶ谷銅山整備・活用プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

笹ヶ谷銅山は、江戸時代は天領で、地域の発展の基盤となった津和野町の貴重な歴史遺産である。現在は、廃鉱となって年月が経ち、山林に覆われた状態である。

こうした歴史や現状を踏まえ、津和野町の歴史遺産としての価値と役割を顕在化するため、笹ヶ谷銅山の調査・研究を進めるとともに、保存・活用に取り組む。

(2) 主な取組

プロジェクトのねらいを踏まえ、主な取組を整理すると、以下のようになる。

表2-3-5 笹ヶ谷銅山整備・活用プロジェクトの内容

取組（事業）メニュー	取組主体	取組内容	備 考
銅山跡及び関連遺構などの調査、活用の検討	県 町 関係機関 など	○関係機関や専門家の協力と参加による調査・研究 ○調査成果等の公開 ○活用の検討	※第2部「第2章第2節3」を参照
鉱山施設跡等の整備（安全対策等）	町	○転落防止や坑道への進入防止などの安全対策 ○案内説明板の整備	
アクセス及び昔の道の確保	町	○銅山跡へのアクセス道路や駐車スペースの整備 ○昔利用していた道の調査・確認と活用に向けた検討	
銅山資料室等の検討	町	○銅山に関わる資料の保管・展示 ○学校校舎の一部の活用を検討	
鉱山に関わる広域的な連携	町 関係自治体・機関 など	○石見銀山をはじめ鉱山に関わる広域的な連携 ・連携した調査・研究 ・講演会やシンポジウム等の開催 ・イベントの開催 ・人、物産、文化・情報の交流 など	※第2部「第2章第2節2」を参照（以下同様）
堀氏関係の古文書等の調査	県 町 関係機関 など	○銅山師であった堀氏関係の古文書等の調査 ○調査の成果等の公開	
旧堀氏庭園の保存・整備・活用	町	○旧堀氏庭園の保存管理計画の策定 ○旧畑迫病院の修理	
旧畑迫病院の保存・整備・活用	町	○史跡の公有化 ○維持管理と活用	
サインの整備	町	○笹ヶ谷銅山跡一帯や木部地区などにおけるサインの整備 ・説明板・案内板 ・誘導標識	

6 山陰道整備・活用プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

山陰道のうち国の史跡となっている区間は、鳥取県の1箇所（蒲生峠越）と津和野町の2箇所（徳城峠越、野坂峠越）である。徳城峠越と野坂峠越は、津和野藩が整備した近世山陰道の一部で、文人往来や文物交流面で大きな役割を果たしたとされる

こうした津和野町における山陰道の遺構や歴史文化を伝え、生かしていくため、山陰道の保存修理や山陰道を生かした取組を推進する。

(2) 主な取組

プロジェクトのねらいを踏まえ、主な取組を整理すると、以下のようになる。

表2-3-6 山陰道整備・活用プロジェクトの内容

取組（事業）メニュー	取組主体	取組内容	備 考
山陰道の調査及び追加指定の検討	町	○山陰道の調査・研究 ○今後の調査等を踏まえた追加指定の検討	○文化庁：文化財保存事業費（埋蔵文化財：発掘調査等）
山陰道の用地の買い上げ	町	○史跡指定地の公有化	○文化庁：史跡等の買い上げ（史跡等購入費国庫補助）
街道等の保存修理と整備	町	○山陰道の保存修理と遺構整備 ・道（遺構）の保存修理 ・番所跡、駕籠立て、口屋跡等の整備 ○山陰道の環境整備 ・案内板・説明板の整備 ・山陰道の名称表示 ・アクセスの整備 など	○文化庁：文化財保存事業費（史跡等保存整備費国庫補助）
街道の活用	町 関係団体	○街道をめぐる「山陰道・歴史探訪ウォーク（仮称）」などのイベントの開催 ○山陰道に関わる広域的な連携・交流 ○山陰道に関わる学習機会の確保や情報発信	○関係団体との連携
広域的な連携による山陰道の保存・活用	町	○山陰道が通っていた地域及び関係自治体の連携による保存・活用の取組 ○鳥取県岩美町（蒲生峠越）との連携による山陰道の保存・活用 ○山陰道とつながる津和野・廿日市街道、奥筋往還の保存・活用に向けた連携	○京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県の関係地域、自治体

7 城下町伝統文化再生プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

旧城下町においては、歴史的な建造物・街並みに加え、伝統的なお茶（煎茶）や着物の文化、食文化、民俗芸能などが息づいている。

こうした歴史文化を保存・継承するとともに、学校教育や生涯学習、交流活動、観光、地域の魅力づくりや活性化に生かしていく。

(2) 主な取組

プロジェクトのねらいを踏まえ、主な取組を整理すると、以下のようになる。

表2-3-7 城下町伝統文化再生プロジェクトの内容

取組（事業）メニュー	取組主体	取組内容	備 考
町家や庭園の保存と活用	町	○登録有形文化財の選定に向けた取組 ○伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組 ○庭園群の価値・評価づけの検討 ○町家や庭園の公開 ○町家や庭園を生かしたイベントなどの開催	○歴史的環境形成総合支援事業（歴史的風致維持向上計画の策定）
城下町の言葉の調査と記録	町 関係団体	○旧城下町における言葉・方言の調査 ○言葉・方言の記録と情報提供、学習機会の確保	○文化庁：地域伝統文化総合活性化事業の検討
城下町のお茶や食文化の記録と継承・活用	町 関係団体 住民等	○旧城下町における伝統的なお茶（煎茶）や食文化の調査と記録 ○伝統的な食文化の継承と活用（学校教育、体験）、食文化を生かしたイベントの開催	○文化庁：地域伝統文化総合活性化事業の検討
酒づくりの技術・文化の伝承	町 関係事業所 関係団体 住民等	○登録有形文化財等としての保存・活用 ○建造物などの文化財指定の検討 ○酒や酒蔵などを生かしたイベントの開催、交流機会の確保 ○技術・文化の紹介・情報発信	○文化庁：地域伝統文化総合活性化事業の検討
民俗芸能の継承	町 関係団体 住民等	○民俗芸能の担い手の育成 ○道具・衣装の保存・整備の支援 ○民俗芸能に関わる情報発信	○文化庁：地域伝統文化総合活性化事業の検討
紙漉技術の継承	町 関係団体 技能者	○紙漉技術伝承者の技術の記録、継承 ○担い手の育成 ○紙漉（和紙）の活用	○文化庁：地域伝統文化総合活性化事業の検討
着物・衣装の文化の継承と活用	町 関係団体 住民等	○着物・衣装に関わる文化財の調査・着物・履き物・染め・機織 ○着物を生かしたイベントなどの開催	○所有者等の把握と協力



多胡家中庭



財間家中庭

8 民俗芸能伝承・再構築プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

津和野町には、県指定の無形民俗文化財である津和野踊、柳神楽、町指定の無形民俗文化財である奴行列のほか、神楽や地芝居など数多くの民俗文化財が継承されてきている。しかし、一方で、担い手の高齢化や減少、後継者不足などが問題としてあがっている。

こうした状況を踏まえ、関係団体などと連携しながら、貴重な民俗文化財の継承を図るとともに、学校教育や観光、地域活性化に役立てていく。

(2) 主な取組

プロジェクトのねらいを踏まえ、主な取組を整理すると、以下のようになる。

表2-3-8 民俗芸能伝承・再構築プロジェクトの内容

取組（事業）メニュー	取組主体	取組内容	備 考
民俗芸能の担い手の育成と活動支援	町	○衣装・道具等の整備の支援 ○民俗芸能の担い手の育成支援 ○神楽等民俗芸能の開催支援 ○民俗芸能に関わる情報発信	○文化庁：地域伝統文化総合活性化事業の検討
民俗芸能団体の設立・育成の支援	町 関係団体 住民等	○町内の様々な民俗芸能の団体や関係する住民が参加する組織：主な目的は民俗芸能や地域の活性化、観光振興 ・連携したイベント等の開催 ・担い手の育成 ・協力と支え合いの活動 など	
民俗芸能の調査	町 関係団体 住民等	○民俗芸能の調査と把握、情報提供 ○民俗芸能に関わる学習機会の確保	
民俗芸能の担い手・団体の連携と交流	町 関係自治体 関係団体 住民等	○民俗芸能の担い手・団体相互の連携 ○民俗芸能の競演やリレー開催 ○民俗芸能団体相互の交流・支え合い ○広域的な連携による人材育成や交流 ○広域的な連携によるイベント等の開催	



神楽



奴道中

9 歴史まちづくり法活用推進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）は、地域における歴史的な建造物や歴史・伝統を反映した人々の営みによって醸し出されている良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するため、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管の法律であり、平成20年（2008）に成立し、施行された。

津和野町においても、この意義と必要性を鑑み、歴史まちづくり法を生かした歴史的風致の維持・向上を目指すものである。

(2) 主な取組

プロジェクトのねらいを踏まえ、主な取組を整理すると、以下のようになる。

表2-3-9 歴史まちづくり法活用推進プロジェクトの内容

取組（事業）メニュー	取組主体	取組内容	備 考
歴史的風致維持向上協議会の設置	町 関係団体 住民	○歴史まちづくり法に基づいた協議会の設置	
歴史的風致維持向上計画の策定	町	○歴史まちづくり法に基づいた津和野町による歴史的風致維持向上計画の策定 ○国の重要文化財・史跡等がある区域 ・旧城下町と津和野城跡及びその周辺 ・旧堀氏庭園及びその周辺	○歴史的風致維持向上計画の認定申請（国）
事業展開に向けた体制（態勢）づくりと事業展開	町 関係団体 住民	○歴史的環境形成総合支援事業等の導入に向けた態勢づくり ○歴史的風致維持向上支援法人の設立の検討	○歴史的風致維持向上計画が国によって認定された場合



旧城下町と津和野城跡及びその周辺



旧堀氏庭園及びその周辺